

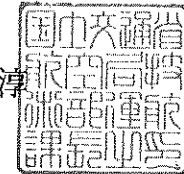


国空航第1142号

平成23年1月25日

社団法人 農林水産航空協会
会長 関口 洋一 殿

国土交通省航空局技術部
運航課長 島 村



物資吊り下げ輸送における安全確保について

平成22年12月17日、福井県おおい町において物資吊り下げ輸送を行っていた朝日航洋株式会社所属の回転翼航空機から吊り荷が落下する事案が発生した。

今回の吊り荷落下は、製造者により機外荷物吊り下げ装置（カーゴフック）に適正な大きさのリングを介して吊り荷ワイヤーを掛ける方法が指定されていたにもかかわらず、現場では直接カーゴフックに吊り荷ワイヤーを掛ける運用が行われていたことや、吊り荷をカーゴフックに掛ける際に枝や小石等の異物が挟まり同フックのキーパーが浮いた状態になっていたことが発生原因と推定されること、また、地上で吊り荷をカーゴフックに掛ける作業等の地上作業は他社の作業員より実施され、朝日航洋株式会社では、これら地上作業に従事する者に対する教育訓練の実施状況やその能力について十分に把握していなかったことが、本日、同社から東京航空局あてに提出された報告で明らかとなった。

ついては、同種事案の再発を防止し、回転翼航空機による物資吊り下げ輸送における安全を確保するため、以下の事項について傘下会員に対して周知徹底を図りたい。

記

1. 物資吊り下げ輸送に使用するカーゴフック及び当該フックに接続して使用するサブフックに関し、カーゴフック及びサブフック製造者並びに航空機製造者の技術情報を再確認するとともに、当該情報に基づき適切に運用すること。
2. 物資吊り下げ輸送に係る地上作業については、当該作業に従事する者の教育訓練及び能力確認も含め物資輸送を行う航空機を運航する事業者の適切な管理のもとに実施すること。